

年金

ご利用ください クレジットカードでも納付できます！

月末にそれぞれまとめて立替。割引額は現金で半年分を前納する場合と同様です。

国民年金保険料のクレジットカード支払いは、クレジットカード会社から

2. 支払い方法

3. 対象となる保険料等

カード会員に請求する方法です。事前に申し込みした以後、将来の保険料を定期的にクレジットカード会社が立替払いします。

1. 申し込み方法

市役所または社会保険事務所に備え付けの申出書に必要事項を記入ください。手続きの際は、年金手帳

(1) 毎月払い→毎月の保険料を当月末に立替。割引額はありません。

(2) 1年分支払い(前納)→4月から翌年3月分までの保険料をまとめて4月末に立替。割引額は現金で1年分を前納する場合と同様です。

(3) 半年分支払い(前納)→4月分から9月分までの保険料を4月末に、10月分から3月分までの保険料を10

問 市民課高齢者医療年金係
☎(80)1142

対象とならないカードがあります。詳しくは、カード発行会社にお問い合わせください。

平成21年4月1日から 住民票など証明書の手数料が 変わります

市は、財政運営の健全性と負担の公平性を確保するため、山武市手数料条例を改定し、次の証明手数料を変更します。

皆さんのご理解とご協力を願っています。

区分	証明等の種類	手数料	
		3月31日まで	4月1日から
住民基本台帳・戸籍関係	住民票の写し	200円	300円
	住民票記載事項証明	200円	300円
	住民基本台帳の閲覧	100円	200円
	外国人登録原票記載事項証明書	200円	300円
	戸籍の附票の写し	200円	300円
	身分証明書	200円	300円
	不在住証明書・不在籍証明書	200円	300円
	印鑑登録証明書	200円	300円
	印鑑登録証の再交付	200円	300円
	除かれた戸籍の廃棄済証明書	200円	300円
税務関係	所得証明	200円	300円
	課税証明	200円	300円
	非課税証明	200円	300円
	納税証明	200円	300円
	評価証明	200円/10筆(棟)	300円/枚
	公課証明	200円	300円
	資産証明	200円	300円
	課税台帳記載事項証明	200円	300円
	所在証明(法人)	200円	300円
	地番図謄写など(A3まで)	200円	300円
	その他の証明	200円	300円

* 詳しくは、ホームページまたは各施設にお問い合わせください。

ご注意ください。

問 スポーツ振興課

蓮沼スポーツプラザ	☎ (86)38466	成東総合運動公園	☎ (80)3715	さんぶの森公園管理事務所	☎ (80)9100

* 3月31日までの受け付け分については、4月1日以降の使用であっても、現在の使用料を適用します。

* 改正後の使用料は、平成21年4月1日以降の申請分から適用します。

教育委員会が管理する市内スポーツ施設の使用料について、4月から同一基準に改正することになりました。また、市内高校生以下の人々が使用する場合の料金を新たに設定し、より気軽にスポーツ施設を利用できるようになりました。

改正 市内スポーツ施設の使用料を改正